

令和5年度 議会基本条例検証・評価シート

(令和6年3月末時点)

※評価基準は3段階とし、A：できている、B：おおむねできている、C：できていないとする。

条・条項		評価	評価内容
前文	(略)	—	検証対象外
第1条	「目的」 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会活動に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。	—	検証対象外
第2条	「基本理念」 議会は、本市の意思決定を担う唯一の議事機関として、市民の意思を踏まえた公平かつ公正な議論、審議、審査等を尽くし、地方自治の実現を目指すものとする。	—	検証対象外
第3条	「議会の活動原則」 議会は、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市長等執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営の監視を適切に行うものとする。	B	公平性、透明性及び信頼性を重視し、本会議、各常任委員会、議員全員協議会等の場で適切に行っている。
	②議会は、調査研究を通じ、政策立案、政策提言等（以下「政策立案等」という。）の強化に努めるものとする。	B	新型コロナウイルス感染症が5類になったとはいえ、調査研究が十分に行えなかった。また、代表一般質問を通じて政策提案が十分ではない。
	③議会は、情報公開に努めるとともに、議会への市民参加の推進に取り組むものとする。	B	市民との意見交換会を取り組んでいるが十分とはいえない。
	④議会は、市民の負託に的確に応える議会の在り方を探求し、議会改革に継続的に取り組むものとする。	B	意見交換会の開催回数を増やし、さらに市民の声を聞き、負託に応える必要がある。
第4条	「議長及び議員の活動原則」 議長は、議会を代表し、公正かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うものとする。	B	公正かつ公平な立場で、議会運営を行っている。
	②議員は、言論が議会活動の基本であることを認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじるものとする。	B	議員間で討議をする機会を設けていない。常に向上心を持って努力することが大切である。

条・条項		評価	評価内容
第4条	③議員は、特定の地域、個人又は団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上に幅広い視野をもって取り組むものとする。	B	特定の地域、個人又は団体の意向に捉われないように、常に心がける必要がある。
	④議員は、審議、審査、政策立案等に必要な資質の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。	B	概ねできているが全議員を対象とした研修会を増やす必要がある。行政視察は実施したが調査研究が十分に行われたとは言えない。
	⑤議員は、議員活動を優先するものとする。	B	概ねできているが、兼業を認められている為、優先されていない場合もある。
第5条	「委員会」 美馬市議会委員会条例（平成17年美馬市条例第218号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議案等の審査を行うに当たり、議論を尽くし、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。	B	概ねできているが、委員会の傍聴などに足を運んでもらえるよう市民にわかりやすく伝わるよう努力する必要がある。
	②委員会は、その属する所管事項について、積極的に調査研究を行うものとする。	B	行政視察も行うことができ市政にも反映できることが出来るが、継続調査等の案件を積極的に調査研究を行う必要がある。
第6条	「会派」 議員は、議会活動を円満に行うため、会派を結成することができる。	—	検証対象外 会派の位置づけについて常に考える必要がある。
	②会派は、議員活動を支援するとともに、政策立案等に関し、意見の集約及び調整を行い、合意形成を図るものとする。	B	会派内での合意形成ができていない。さらなる工夫と努力をする必要がある。
第7条	「市民参加及び市民との連携」 議会は、市民が議会活動に参加する機会を確保する。	B	意見交換会は出来ているが、もっと市民が参加できるように工夫しなければならない。
	②議会は、必要に応じて参考人及び公聴会を活用し、専門的知見又は政策的意見を議会の政策立案等に反映させるよう努めるものとする。	C	参考人及び公聴会の活用による政策立案等は行っていない。市民からの陳情が少ない。
	③議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に対応するものとする。	A	請願、陳情には適切に対応している。

条・条項		評価	評価内容
第8条	「意見交換会」 議会は、市民と自由に意見及び情報を交換するため、積極的に意見交換会の機会を設けなければならない。	B	概ね出来ているがもう少し回数を増やす努力が必要である。
第9条	「議会と市長等との関係」 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を構築するよう努めなければならない。	B	常に緊張感を保つよう努める必要がある。
	②本会議及び委員会における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にし、議論を深めるため、議員の質問又は質疑に対し答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得てその意図を確認する目的で反問権を行使することができるものとする。	B	議員の提案が少なく反問権を行使する場面がない。
第10条	「政策等の形成過程の説明」 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景、目的及び効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討の内容 (3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。）との整合性 (4) 市民参加の状況 (5) 財源措置及び将来負担すべき経費	B	主要事業等の説明は議員全員協議会において受けており、代表・一般質問においても説明を求めている。
	②議会は、予算及び決算の審議において、前項の規定に準じて市長等に対し、説明を求めることができるものとする。		B
第11条	「議決事件の拡大」 議会は、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。	B	現状では議決機関としての機能は図れている。
	②前項の規定による議会の議決すべき事件の追加については、別に条例で定める。		A

条・条項		評価	評価内容
第12条	「予算の確保」 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	B	十分とは言えないが確保できている。
第13条	「政務活動費」 会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため、美馬市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年美馬市条例第2号）の規定により、政務活動費を厳正かつ適正に活用するものとする。	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動はできていないが、会派により適正に処理ができています。無所属議員には活動費が出来ないため活用できていない。
	②会派は、政務活動費の使途の透明性を確保するものとする。	A	収支報告書や領収書の公開をすることにより透明性は確保できている。
第14条	「議長交際費」 議会は、議長交際費の使途の透明性を確保するものとする。	A	支出状況を公開することにより透明性は確保できている。
第15条	「研修の充実」 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。	B	委員会による行政視察は実施しているが、更に全議員を対象とした研修会を増やす必要がある。
第16条	「議会図書室の充実」 議会は、議員の調査研究その他の活動に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るとともに、その機能の強化に努めるものとする。	C	図書・資料等の充実を図る必要があり積極的に活用するよう努めなければならない。
	②議員は、積極的に議会図書室を活用するものとする。	C	積極的に活用をしていく必要がある。
第17条	「広報広聴の充実」 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に公表するものとする。	A	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等で実施している。
	②議員は、議会活動について多様な手段を活用し、積極的に情報発信及び情報収集を行い、広報及び広聴の充実に努めるものとする。	B	タブレット型端末の更なる活用について考えていく必要がある。細部にわたり情報収集を行う為、行政側にもタブレットが必要。
第18条	「情報通信技術の活用」 議会は、積極的に情報通信技術を活用し、市民に分かりやすく効果的かつ効率的な議会活動に努めるものとする。	B	タブレット型端末をさらに活用できるように研修に努める必要がある。

条・条項		評価	評価内容
第19条	「情報公開」 議会は、公文書の開示請求に当たり、美馬市情報公開条例（平成17年美馬市条例第230号）の規定により、情報公開に適正に対応するものとする。	A	適正に対応できている。
第20条	「災害等緊急時の対応」 議会は、災害等緊急時において迅速かつ適切に対応するため、組織体制の確立に努めなければならない。	A	体制はできているが運用訓練を繰り返し行う必要がある。
	②前項の規定による災害等緊急時の議会の対応について必要な事項は、別に定める。	B	美馬市議会BCPによる連絡体制の作成など一定の取組は行っているが、今後も危機感を持ち、常に検証・見直しに努める必要がある。
第21条	「交流及び連携」 議会は、議員の調査研究その他の活動に資するため、他の自治体の議会と意見交換を行い、積極的に交流及び連携を図るものとする。	B	概ね出来ている。
第22条	「議会事務局の体制整備」 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。	B	強化の必要性は感じるが、現状でも効率的に行っている。
第23条	「政治倫理等の保持」 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。	C	不祥事の発生により信頼が失われた。高い倫理観をもって市民の付託に応えられるように、更なる識見を養うよう努める必要がある。
	②議員は、情報通信技術を活用した情報発信その他の議員活動を行うに当たり、個人情報の漏えいその他不利益を与える行為を行うことのないよう努めなければならない。	A	適切に対処しているが、情報発信等にあたり常に個人情報に対する配慮が必要である。
第24条	「議員定数」 委員会又は議員が美馬市議会議員の定数を定める条例（平成21年美馬市条例第1号）に規定する議員定数の条例改正を提案するときは、専門的知見を有する者等の意見を十分に活用し、明確な理由を付して提案するものとする。	B	市民の声、専門的知見を有する者の意見を活用するため、研修が必要。定数が変わる場合、最低1年は市民に対して周知期間が必要な為、数多く定数特別委員会を開催すべき。
	②議員定数の基準は、財政力、人口、面積等を考慮する。	B	適正な基準について、常に考える必要がある。

条・条項		評価	評価内容
第25条	「議員報酬」 委員会又は議員が美馬市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年美馬市条例第43号）に規定する議員報酬の条例改正を提案するときは、専門的知見を有する者等の意見を十分に活用し、明確な理由を付して提案するものとする。	B	今後の課題として、様々な機会を通じ適正であるか考えていく必要がある。
	②議員報酬の基準は、議員活動の正当な対価として、その職責にふさわしい額となるよう、社会情勢及び本市の財政状況を考慮する。	B	今年度は議論がなかったが、社会情勢や本市の財政状況を考慮し、常に考える必要がある。
第26条	「他の条例との関係」 この条例は、議会活動に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図るものとする。	A	他の条例との整合性は図られている。
第27条	「見直し手続」 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、この条例の目的が達成されているかを定期的に検証し、必要に応じて、適切な措置を講ずるものとする。	A	定期的に検証をすることにより、必要となる措置が見えてくるため、検証を継続することが必要である。